

に許可を得た上で欄外に出典を記載した。

- 宣伝ポスターの使用：非営利目的であり院内での使用であったが、無断借用は避け著作者の許可を得た。
- 古典文学作品（絵巻物挿絵）：著作者没後50年が経てば著作権は無効となるが、念のため出版社や所有者に許可を得た方がよいと判断した。出版社に尋ねたところ、該当箇所は個人所有物であったため所有者に許可を求めたが拒否された。仕方なく模写したものを使用した。
- 専門学校図書館：病院図書館と同様に著作権法第31条で認められていない図書館であるが、著作権の壁を乗り越えるための一つの方法として、教育のための使用という名目を用いる。ただし、教材目的の使用であるため、図書館としての使用ではない。
- 論文発表内容の無断使用：図書館とは逆の立場になった場合の話だが、自分の発表スライドが知らない間に使用されていたことがわかった。訴えたりはしなかったが不愉快になったため、逆に自分の行為で他者に迷惑をかけないように著作権法の遵守をより一層心掛けることにした。

法の構造上、著作権は知的財産権の中に含まれます。特許や商標登録などの産業財産権もこの知的財産権の一つです。特許などの産業財産権は申請方式ですが、著作権は著作物が発生したと同時に起こる無方式主義となっています。著作権の解釈が複雑になっている要因はこのあたりにあるのではないのでしょうか。

米国著作権法第107条にフェアユース（公正使用）というものがあるそうです。それによると「批評活動・注釈・報道・教育・学術もしくは研究の目的のためであれば、著作権を侵害しない」としています。日本でもこういった考え方を導入すれば、学術情報の流通が円滑に行われるかもしれません。

フェアユース的な考えになるのか、病院図書館が著作権法第31条で図書館として認められるのか、どの道が選択されるのかはわかりませんが、学術情報を提供する側と使用する側双方の権利を守る役割の一端を司書が担うことで、有効な情報の円滑な流通に寄与でき、日本の科学技術の発展へ貢献が期待できます。そのためには、われわれ司書が著作権法について学ぶことが必要と思われます。

（文責：井上 智奈美／三菱京都病院）

グループ4 オンラインジャーナルの利用方法

I. 導入状況について（8病院中で調査）

UpToDate (2/8)、MD Consult (3/8)、Science Direct (1/8)、Cochran Library (2/8)、On Line Journal (6/8)

II. 問題点・その他

1. オンラインジャーナルについて

まず登録の際にさまざまな問題がある。個々に手続きしなければならぬというえ、それぞれやり方が異なるため、個人で行うには面倒である。また今年度はID登録ができて、次の年にはIPアドレスしか使えないようになるなど、仕様が変わるため、なお面倒である。セキュリティを考えIPアドレスがランダムに設定されるシステムの場合、登録の際に固定のIPアドレスでないと登録できない問題が生じてくる。こう考えるとどうしても、書店のサポートが必要で、個人で登録するには手間が

かかりすぎるとするのが最大の問題点であろう。一般的にオンラインジャーナルの価格が高いというのも問題点にあげられるであろう。導入後の問題点としては、ユーザーインターフェース（使いやすさ）—たとえば必要な部分だけを印刷したいとかがわかりにくい点であるし、e-page（オンラインでないと見れないページがある）も問題点としてあげられた。

2. MD Consult について

導入のきっかけは雑誌費削減のため、冊子体の替わりとして使うということであったが、やはり冊子体のようにページをパラパラめくって読みたい記事を探すブラウジングがしたいと思ってしまうが、オンラインジャーナルではそれができない。記事を検索するにしても、利用者の能力に左右され、慣れない者には使いこなせない場合がある。できれば検索はPubMedのように使えると便利である。

3. IT Station について

電子ジャーナルの管理システムであるが、ID やパスワードが無くても利用できるので便利だと紹介をうけた。

4. コンソーシアム（共同購入）について

雑誌価格の高騰に伴い、コンソーシアムはどうかという意見がでた。現在、出版社別のコンソーシアムは多くあるらしいが、加入したとしても該当する出版社の雑誌をたくさん所蔵しているところはメリットがあるが、そうでないところは雑誌内容が画一化してしまうという問題がある。

（文責：渡辺 貴代子／京都桂病院）

グループ5 仮想患者図書館

インフォームド・コンセントの実践を日常化したことにより、患者図書館サービスのあり方が変化しつつある。入院患者への娯楽としての一般書のみならず、心のケアや医学・医療に関する図書へのニーズが増える傾向にあり、これらのニーズに応えるためには新たなサービス機能を構築していく必要がある。

しかしながら、患者図書館サービスをボランティアもしくは公立図書館主体で行うならば実施しても良い、という姿勢の病院が少なくないのが現状である。患者図書館そのものが生産性と直接関わり希薄な部署であることから、十分な資金投入がされにくいのであろうと思われるが、ボランティアや公立図書館に全面的に頼りきったサービスで、本当に利用者のニーズに答えるのであろうか。適切な医学・医療情報を利用者に提供できるようにするためには、医学・医療関係の図書については、各専門科の医療従事者の協力を得て選定するのが望ましいと考えられる。各専門科の医療従事者が、利用者にとってわかりやすい図書の選定を平均的に行うということは、多岐にわたる医学・医療分野の図書を取りそろえることが可能となり、利用者の求める医学・医療情報をより多く提供できることに繋がると言えよう。

また、医療従事者用図書館と患者用図書館を別々に設けている病院も多い。医療従事者側としては、医学書を公開して患者に提供することに抵抗を感じる、そして患者側としては、自分の主治医にどのような本を読んでいるかを知られることに抵抗を感じる、という双方の理由から共有スペースにすることを避ける傾向にある。しかし、インフォームド・コンセントとは医療従事者が患者に診療の目的および内容を十分に説明し、理解を得た上で治療を行うことである。既にアメリカでは、図書館を統一することによって、医療従事者と患者が同じ情報を共有することが可能となり、図書館は両者のコ